

平成29年

第 3 回 三戸町農業委員会総会議事録

平成29年3月16日(木) 開催
於 三戸町役場4階会議室

三戸町農業委員会

1. 開催日時 平成29年3月16日(木) 午後2時0分 から 午後2時30分

2. 開会場所 三戸町役場4階会議室

3. 出席委員 14名

会長	14番	梅田 晃
会長職務代理者	13番	戸花 進
委員	1番	松原 一夫
委員	2番	老久保 まゆみ
委員	3番	野中 京子
委員	4番	一ノ渡 重義
委員	5番	照井 秀美
委員	6番	白山 英昭
委員	7番	神谷 陽一
委員	8番	山田 敏実
委員	9番	沼邊 義雄
委員	10番	新田 豊
委員	11番	山下 正一
委員	12番	山下 泰弘

4. 欠席委員 名

委員 番

委員 番

委員 番

委員 番

5. 現地調査報告 3名

推進委員 工藤 哲子

推進委員 武士沢 隆悦

推進委員 船場 敏

6. 議事日程

第1 会議録署名者の指名について

第2 会期の決定について

第3 報告第1号 農地の賃借料情報について

第4 議案第10号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

第5 議案第11号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

第6 議案第12号 農用地利用集積計画の決定について

第7 議案第13号 非農地等証明に関わる農業委員会の認定について

第8 議案第14号 平成29年度農作業標準賃金について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 遠山 潤造

主査 平谷 賢一

臨時職員 蝦名 加代子

8. 議事録署名委員

委員 4番 一ノ渡 重義

委員 5番 照井 秀美

9. 会議の概要

議長
(梅田会長)

始礼を行います。
ご起立願います。
「礼」

はじめに農業委員会憲章を唱和いたします。
6番白山委員から願います。

【全員で農業委員会憲章を唱和する。】

議長

ご着席願います。
只今の出席委員は14名であります。定足数に達しておりますので、只今から平成29年第3回三戸町農業委員会総会を開会いたします。

日程第1 会議録署名者の指名を行います。
会議録署名者の指名は、三戸町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、本職より指名いたします。
4番一ノ渡委員、5番照井委員のご両名にお願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。
本総会の会期は、本日、1日としたいと存じます。
これにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本日の会議は、1日限りとすることに決定いたします。

議長

日程第3 報告第1号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主査

【報告第1号を議案書をもとに朗読】

事務局長

本件は、平成21年の農地法改正に伴い、標準小作料制度が廃止され、これに代わるものとして、地域における賃借料の目安となるよう、実勢の賃借料情報を提供するものです。賃借料情報の元となるのは、農地法第3条の許可申請書及び農用地利用集積計画で示された金額となっておりますが、あくまでも参考として情報提供するものであります。

議長

只今の報告について、質問のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長

特に発言が無いようですので、報告第1号については終了します。

議長

日程第4 議案第10号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第10号を議案書をもとに朗読】

事務局長

今回の農地法第3条の許可申請は、売買による所有権移転1件です。
対象農地は、既に、相対により譲受人に貸し付けられていたものです。譲渡人は、所有する3反歩余りの農地を、全て他の農家へ貸し付けしているとのことであり、後継者も居ないため、農地を処分したいと考えていたとのことです。このため、譲受人に売買を持ちかけたところ、農地が隣接していることなどから、譲受人がこれに同意したものです。
なお、保有機械、農作業従事、地域調和、下限面積等の許可基準に問題は無いものです。

議長

農地法第3条の許可申請に係る現地調査について、武士沢推進委員から報告をお願いします。

武士沢推進委員

現地調査について報告します。
3月1日、午後2時から、私と沼邊農業委員、山端推進委員及び事務局とで、当事者立合のもと現地調査を行いました。
番号6は、譲渡人が農地を処分したいと考えていたところ、耕作を依頼されていた譲受人が売買に応じたものです。また、隣接する農地は譲受人のものが多く、他の所有者の農地とは畔があるため境もはっきりしており、問題は無いと見て参りました。

議長

ご苦労さまでした。
それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第10号を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

議長

日程第5 議案11号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第11号を議案書をもとに朗読】

事務局長

今回の農地法第5条に係る許可申請は、売買による所有権移転1件です。
譲受人は、自身が経営する建設会社で排出される廃材を薪として利用するにあたり、薪置き場を確保するため、申請地を購入するものです。
立地条件としては、付近は「その他の第2種農地」と判断されておりますが、申請地は荒廃しており、その周囲は、同意書を取得している東側の農地以外は、山林化しております。また、申請地北側が譲受人所有地と隣接しているものです。
一般基準では、資金面、取得面積、周辺への影響等に問題は無いと考えております。

議長

農地法第5条の許可申請に係る現地調査について、船場推進委員から報告をお願いします。

船場推進委員

現地調査について報告致します。
3月2日、午後2時から、私と工藤推進委員及び事務局とで、当事者立合のもと現地調査を行いました。
番号3の場所は、国道4号線沿いにあるミニストップからサン・スポーツランド三戸方面へ100メートルほど行ったところにある畑です。
申請人は、自分が経営する会社から出た廃材を薪として使用するための薪置き場とするため、土地を取得し農地を転用したいとのことでした。
現地調査の結果、申請面積は適正で、境界には木が生えて境もはっきりしており、周辺農地への営農に支障をきたす恐れもなく、農地転用はやむを得ないものと見て参りました。

議長

ご苦労さまでした。
それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第11号を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本案は許可相当との意見を添え県知事に送付することにいたします。

議長

日程第6 議案12号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第12号を議案書をもとに朗読】

事務局長

本案は、農地中間管理機構が特例事業として実施する、農地の売買に関わる農用地利用集積計画を審議、決定いただくものです。売買にあたり、農業委員会による、あっせんを行っております。
売買の状況としては、譲渡人は一人暮らしの高齢者で、後継者が無いため、売買を希望していたところ、親戚で、隣接した農地を持つ譲受人がこれに応じたものです。
また、税制及び嘱託登記等の優遇措置を受けるため、中間管理機構の農地売買事業を活用することにしました。
なお、議案のうち番号5は、譲渡人から中間管理機構への「買入れ」に関わる計画であり、下段の番号6は、機構での手続き終了後、機構から譲受人への「売渡し」に関わる計画となっております。このため、売渡しに関する公告については、少し先の4月上旬頃になる見込みとなっております。

議長

農業委員会による「あっせん」について、沼邊農業委員から報告をお願いします。

沼邊農業委員

あっせんの内容について報告致します。
あっせんに先立ち3月1日午前10時30分から、私と一ノ渡委員及び事務局とで当事者立合のもと現地調査を行いました。
番号5の場所は、武士沢橋から武士沢地区方面へ300メートル程行ったところにある農地です。譲渡人は、高齢で農作業に従事できず、後継者も居ないため農地を購入できる方を探していたものであり、譲受人は経営規模の拡大を図ろうするものです。
現地調査後、斗川支所会議室において、あっせんを行ったところ、双方の売買価格が合意に達し、あっせんは成立しました。

議長

ご苦労さまでした。
それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第12号を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認し決定することにいたします。

議長

日程第7 議案13号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第13号を議案書をもとに朗読】

事務局長

本件は、遊休農地に係る「利用意向調査書」の回収の際に、申請者から当該所有地について相談があり、非農地申請を行うことになったものです。
申請人は平成16年に当該申請地を相続しておりますが、既に農地として使用できない状態だったとのことです。また、相続後も耕作されておらず、現場は相当に荒廃化した斜面となっているものです。このため、非農地化の基準となる「肥培管理を廃し、相当期間を経過したもので、農地として利用することが困難である土地」と、判断されるものです。
また、周囲を山林に囲まれていることから、非農地化しても周辺に影響は無いものです。

議長

非農地に係る認定について、武士沢推進委員から調査報告をお願いします。

武士沢推進委員

現地調査について報告致します。
3月1日、午後2時30分から、私と沼邊農業委員、山端推進委員及び事務局とで、当事者立合のもと現地調査を行いました。場所は、大舌交流センターから田子方面へ2キロ程行ったところにある清蔵久保地区の土地です。
申請の土地は、申請人が前所有者である配偶者から相続した際には、既に農地として使用できない状態であり、その後も耕作していないため、地目を変更したいとのことでした。現場は、周囲を山林に囲まれ、木も生えているなど、農地に復旧するのは難しいものがあり、農地以外への地目変更は、やむを得ないものと見て参りました。

議長

ご苦労さまでした。
それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第13号を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定いたします。

議長

日程第8 議案14号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第14号を議案書をもとに朗読】

事務局長

農作業標準賃金につきましては、毎年、三戸町、田子町、南部町の農業委員会事務局で協議しており、今年度は、2月末に申し合わせしております。
平成29年度の標準賃金につきましては、基本的に、平成28年10月20日に青森県最低賃金が21円引き上げられ、時間給が716円となったことから、この額を基に調整し、今回の上程案となったものです。
作業賃金につきましては、時間給716円を8時間に換算し、百円未満を切り上げ、5,800円としております。前年度から、1日あたり200円の引き上げとなります。
農業機械につきましては、前年度と同額とすることで、申し合わせ通りの金額となっております。但し、先日連絡が入り、南部町では全て申し合わせ通りの金額で決定したものの、田子町では、もみすり業者の会で設定した金額と整合性を図りたいとの理由で、乾燥機については1,300円から1,500円に変更となった、とのことであります。これに対し、本町の場合には、田子町とは水分量の設定に違いはあるものの、水分量20%未満で、60キロあたり1,260円という設定になっており、1,300円とすることに不都合は無いと考えております。

議長

質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第14号を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

議長

以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

これもちまして、平成29年第3回三戸町農業委員会総会を閉会いたします。
終礼を行います。
ご起立願います。
「礼」

終了 午後2時30分

議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名押印する。

平成29年3月16日

議長 梅田 晃
会長 14 番

印

会議録署名者 小渡 重義
委員 4 番

印

会議録署名者 照井 秀夫
委員 5 番

印
